

令和8年4月22日

路線認定及び廃止等に関する協議会要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中野正康

一宮市訓令第3号

路線認定及び廃止等に関する協議会要綱の一部を改正する訓令

路線認定及び廃止等に関する協議会要綱(昭和47年一宮市庁達第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(構成) 第2条 協議会は、副市長を委員長とし、財務部長、まちづくり部長、まちづくり部参事、建築部長、建設部長、 <u>建設部次長</u> 、財務部資産経営課長、活力創造部産業振興課長、まちづくり部都市計画課長、同部地域交通課長、建築部建築指導課長、建設部建設総務課長、同部維持課長、同部道水路管理課長、同部道路課長、同部治水課長、上下水道部計画調整課長、同部管路保全課長及び教育部総務課長の委員をもって構成する。 2・3 略	(構成) 第2条 協議会は、副市長を委員長とし、財務部長、まちづくり部長、まちづくり部参事、建築部長、建設部長、 <u>建設部参事、同部次長</u> 、財務部資産経営課長、活力創造部産業振興課長、まちづくり部都市計画課長、同部地域交通課長、建築部建築指導課長、建設部建設総務課長、同部維持課長、同部道水路管理課長、同部道路課長、同部治水課長、上下水道部計画調整課長、同部管路保全課長及び教育部総務課長の委員をもって構成する。 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この訓令は、令和8年4月22日から施行する。